

令和3年12月23日開会
令和3年12月23日閉会

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

決算審査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

期 日 令和３年１２月２３日（木）  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 管理者挨拶
- 4 審査事件
- 5 委員長報告について
- 6 閉 会

令和２年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について

~~~~~

出 席 者 （ ７ 名 ）

委員長	戸 田 隆 次	副委員長	足 田 法 行
委 員	今 城 雅 子	委 員	国 頭 靖
委 員	山 路 有	委 員	勝 部 俊 徳
委 員	小 谷 博 徳		

~~~~~

## 欠 席 者 （ ０ 名 ）

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管理者 米子市長	伊 木 隆 司	副管理者 米子市副市長	伊 澤 勇 人
事務局長	三 上 洋	消防局長	藤 山 史 郎
消防局次長兼総務課長	赤 川 紀 夫	事務局総務課長	生 田 公 志
事務局施設管理課長	本 池 将	事務局ごみ処理施設整備課長	安 野 武 男
消防局予防課長	宇 津 宮 進	消防局警防課長	多 田 儒 司
消防局指令課長	細 田 恵 誠	消防局主査兼警防課	生 田 圭 一郎
		消防第二担当課長補佐	

消防局警防課救急室長 兼救急企画担当室長補佐	岩 田 幸 博	事務局施設管理課 環境企画室長	林 原 昭 夫
事務局施設管理課施設長（米子浄 化場）兼浄化場維持担当課長補佐	高 橋 康 之	事務局施設管理課施設長（リサイクルプ ラザ）兼ごみ処理施設維持担当課長補佐	小 林 祥 弘
消防局総務課長補佐 兼経理担当課長補佐	清 水 賢 一	事務局総務課企画厚 生担当課長補佐	石 飛 真由美
事務局総務課入札財 政担当課長補佐	三 原 剛	事務局施設管理課担 当課長補佐	安 田 憲
消防局総務課担当課 長補佐	高 田 一 広		

〜〜〜〜〜〜〜〜

議 会 担 当 職 員

書 記 長	針 田 智 子	書 記	近 藤 隆
-------	---------	-----	-------

〜〜〜〜〜〜〜〜

1 開 会

（午後２時００分）

〜〜〜〜〜〜〜〜

2 委 員 長 挨 拶

○戸田委員長 皆さん、こんにちは。本日は、御多忙のところ、本決算委員会に御出席いただきましてありがとうございます。また、先ほど審査に先立ちまして実施いたしました、桜の苑の現地視察にも御参加いただきましてありがとうございます。桜の苑につきましては、令和２年度に大改修をいたしておりますので、それらを鑑みまして実施させていただきました。御理解いただきますようによろしくお願いいたします。これから、去る１１月２５日に開催されました、組合議会定例会において、当委員会に付託されました、令和２年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についての審査をいたします。審査に当たりましては、限られた時間ではございますが、委員の皆様から活発な御意見をいただきたいというふうに思います。また、当局の皆さんの御答弁に関しましては、簡潔かつ的確にお願いいたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。失礼しました。それでは、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

~~~~~

### 3 管理者挨拶

**○戸田委員長** それでは、続きまして、管理者から御挨拶をお願いいたします。自席でお願いします。

**○伊木管理者** 失礼いたします。本日は、大変お忙しいところ、決算審査特別委員会にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより当組合の運営につきまして、様々な御支援と御協力をいただいておりますことに改めてお礼を申し上げます。今日の審査でございますけれども、令和2年度の決算認定に係るものでございます。私共といたしましては、関係諸法令にのっとり適正な予算執行に努めているところではございますけれども、本日、皆様からいただきました御意見に基づいて、より一層適正な運営に努めてまいりたいと、そのように思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**○戸田委員長** ありがとうございます。

~~~~~

4 審査事件

○戸田委員長 それでは、日程第4に移りたいと思います。令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてを議題といたします。当局から説明をお願いします。

○生田事務局総務課長 委員長。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。着座にて失礼いたします。それでは、令和2年度の鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算について御説明いたします。最初にお配りをしております歳入歳出の決算書のほうを御覧いただきたいと思います。おはぐりいただきまして、2ページと3ページを御覧ください。こちらのページは令和2年度の歳入の決算の状況でございます。表の一番下になりますが、予算現額が49億1,579万3,000円に対しまして、調定額が48億8,328万8,307円でございます。収入済額は調定額と同額でございまして、不納欠損、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較でございますが、合計でマイナスの3,250万4,693円でございます。ページをおはぐりいただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。こちらは、歳出の決算の状況でございます。こちら表の下を御覧いただきますと、予算現額が49億1,579万3,000円に対しまして、支出済額が48億1,587万7,816

円でございます。不用額が9,991万5,184円発生をいたしております。

ここで、予算額と決算額との差異が生じた主なものについて説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、お配りしております別冊の歳入歳出決算に関する説明書という縦長のペーパーがございますが、こちらのほうを御覧いただけますでしょうか。こちらの資料の3ページを御覧ください。こちらは歳入の状況を表した表でございます。主なもののみ説明をさせていただきます。最初に一番上になりますが、分担金及び負担金につきましては、病院群輪番制病院設備整備事業の補助金、こちらの実績の減でございます。また、桜の苑大規模改修工事に係ります負担金の実績の減ということでございます。続きまして、特定財源の上から2番目になります県支出金でございますが、こちらは病院群輪番制病院設備整備事業に関します県の補助金の実績の減でございます。続きまして、その下、組合債でございますが、こちらは桜の苑大規模改修工事に係ります契約実績に基づきまして衛生債の実績の減となったものでございます。歳入最後になりますが、下のほうになります。諸収入の雑入でございますが、こちらはリサイクルプラザの方の再生用有価物売払収入が実績の増となったものでございます。続きまして、6ページを御覧ください。6ページは歳出の状況のページでございます。保健衛生費でございますが、保健衛生総務費におきまして、病院群輪番制病院設備整備事業の補助実績によりまして減となっております不用額が生じております。また、火葬場費におきまして、桜の苑大規模改修工事の契約実績によりまして不用額が生じております。続きまして、清掃費につきましては、不燃物処理費の委託料、工事請負費の契約の実績によりまして不用額が生じております。また、米子浄化場処理費におきまして、需用費と工事請負費の実績の減がございました。続きまして、消防費につきましては、常備消防費において人件費と需用費の実績の減、また、消防施設費におきまして工事請負費の実績の減があったということでございます。恐れ入ります、資料の方は決算書の方にお戻りください。決算書の5ページの方にお戻りいただきたいと思います。5ページの下になりますが、歳入歳出の差引残額といたしましては、6,741万491円の剰余金が発生しておりますので、これは令和3年度へ繰越すことといたしております。続きまして、21ページを御覧ください。21ページは財産に関する調書でございます。公有財産の土地の中で、上の総括表になりますが、左側の土地の欄に、決算年度中にマイナス187平米という数字がございますが、これは、うなばら荘の財産台帳に誤りがあったものでございまして、日吉津村から無償譲渡をいただいておりますが、その一部の土地が、譲渡を受けていない状態であるにもかかわらず、台帳の方に記載があったということでございまして、その誤りを修正するものでございます。また、その下の表になります行政財産でございますが、こちらは清掃施設に決算年度中に土地、建物ともにマイナスの数字が計上してありますが、これはエコスラグセンターと白浜浄化場を廃止いたしまして、普通財産としたもので

ございますので、下の普通財産の表には、同じ数字がプラスで計上されているという状況でございます。続きまして、22ページを御覧ください。こちらは組合の重要備品の状況でございます。上から3段目と4段目の消防の車両でございますが、こちらは、平成18年度の行政改革で廃止の方針を出していた車両でございます。これが廃車の時期となったために廃車をしたものでございます。また、その少し下になりますが、救急自動車と指揮車につきましては、車両を更新しておりまして、こちらは増減はございません。次に、23ページ、基金でございます。財政調整基金は、平成30年度の剰余金から積立を開始しておりまして、平成30年度分が、令和元年度の出納整理期間であります令和2年の5月に積立をいたしましたことと、令和元年度の剰余金を令和3年3月に積立てたことによりまして、ここの表では2年分の基金の動きを計上することとなっております。これは、退職積立基金ですとか、うなばら荘の基金も同様に2年分の動きが計上をされているというところでございます。続きまして、資料の方は、決算に係る主要な施策の説明書を御覧ください。昨年度は、組合におきましては、各施設の在り方の検討ですとか、新型コロナウイルス感染症への対応などを行っております。主な内容のみ説明をさせていただきます。最初に1ページを御覧ください。1ページは、ごみ処理の広域化に関する事務の内容でございます。(3)番の事業の実施状況でございますが、昨年度は、概成をいたしました基本構想の案を組合議会の方へ御報告を申しあげますとともに、この基本構想の案に基づきまして、全市町村が次期のごみ処理の広域化の方に御参画いただくということになりました。その後、令和3年度にすでに実施をいたしておりますが、基本構想のパブリックコメントに向けて事務を進めたという内容でございます。続きまして、次のページを御覧ください。2ページでございますが、これはうなばら荘に関するページでございます。3ページの(5)番の検討の実施状況・成果でございます。昨年度は、うなばら荘の在り方の検討を進めまして、サウンディング型市場調査などを実施しまして、令和3年2月に、うなばら荘の在り方の検討結果の御報告をさせていただいております。続きまして、3ページの介護認定審査会のページを御覧ください。失礼しました、4ページでした。大変失礼しました。介護認定審査会におきましては…。

○戸田委員長 生田課長、資料の確認をもう1回してください。

○生田事務局総務課長 はい。ただいま説明させていただいておりますのは、決算に係る主要な施策の説明書でございます。皆様、よろしいでしょうか。それでは委員長、続けさせていただいてよろしいでしょうか。

○戸田委員長 はい、どうぞ。

○生田事務局総務課長 5ページのほうを御覧ください。昨年は、新型コロナウイルス感染症の対策を、審査会の運営でもとっておりまして、鳥取県が感染拡大の警報を発令された際には、対面による審査ではなく、書面による審査を実施し

ております。書面の審査回数につきましては、記載のとおりでございます。また、次のページの障害認定審査会につきましても、同様の対応をとっております。続きまして、10ページを御覧ください。10ページは、火葬場、桜の苑のページでございます。11ページの方に記載をしておりますが、また、先ほど現地の視察も行っていただきましたが、昨年度は、火葬場の老朽化、バリアフリー化に伴います改修工事を実施しております。また、ペーパーの中ほどから下になりますが、検討の実施状況・成果でございますが、昨年度は、桜の苑の管理運営につきまして、指定管理者による管理体制ということで、議会の方で指定管理者の指定をいただいております。本年度から管理体制を移行しております。また、その下になりますが、火葬場の予約システムも併せて導入をいたしております。続きまして、16ページを御覧ください。こちらは最終処分場のページでございます。17ページに記載をしておりますが、濃縮水処理施設の設置を検討するために、業務委託により検討を進めました。こちらにつきましては、その方針を今年度の8月の議会にて報告を申しあげております。続きまして、18ページを御覧ください。18ページは、し尿処理施設のページでございます。主な事業といたしましては、19ページのほうを御覧いただきたいと思いますと思いますが、上の主な事業のとおり、各種補修工事等を行いましたほか、老朽化した米子浄化場の延命化の検討などを行っております。長寿命化の検討につきましては、令和3年2月に、この方針を説明をさせていただいておりますし、また、廃止をいたしました白浜浄化場の跡地の利用の検討も行っておりまして、令和2年11月24日から令和3年1月22日までの間、サウンディング型の市場調査を実施し、現在は売却に向けて事務を進めているところでございます。続きまして、20ページを御覧ください。20ページは、常備消防のページでございます。20ページの中ほどになりますが、主な事業の実施状況といたしましては、消防局の施設の改修工事といたしまして、エレベーターの改修工事を行っております。また、消防車両の更新を行っております。そして21ページの下の方になりますが、消防局におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、記載しておりますとおり、庁舎関連ですとか救急活動、職員相互間、また、患者の移送協力などの対応を行ったところでございます。施策の説明は以上とさせていただきますので、続きまして、監査委員の意見書を配布させていただいておりますので、そちらの方を御覧ください。令和2年度の決算の状況につきましては…。

○戸田委員長 だいたい資料番号を入れとかんといけんな、右肩に。よろしいですか、はい、どうぞ。

○生田事務局総務課長 説明を続けさせていただきます。令和2年度の歳入歳出決算につきましては、去る8月16日に、組合の監査委員によりまして審査を受けております。この意見書でございますが、おはぐりいただきまして、ページ番号は2ページになりますが、5番の審査の結果でございますが、審査に付された

決算書類は、いずれも関係法令に準拠して調製され、かつ、その係数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であるということを認めていただいております。また、その下になります総括でございますが、病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、国の内示額に応じて、県補助金、市町村補助金が決定され、適切に交付されているという御確認をいただいております。また、消防車両の更新につきましては、その際の廃棄車両は有価物として売却し、収入の確保に努めているということも確認をいただいております。また、令和2年度は、第3次の行政改革大綱・実施計画の最終年度でありまして、今後、次期ごみ処理施設の建設、消防庁舎改修等の大規模投資的事業が計画されておりますので、引き続き、合理的な財政運営に努められたいという御意見を頂戴いたしております。また、最後には新型コロナウイルス感染症の対策につきまして、今後もの確な対応を図られること、また、工事等の契約におきましては、感染症の拡大を防ぎつつ、状況に応じた履行の確保に努められたいという総括でございます。これ以降は、説明は割愛させていただきます。続きまして、令和元年度の決算審査指摘事項に係ります処理状況を報告させていただきます。

○戸田委員長 はい、どうぞ。

○生田事務局総務課長 それでは資料は、令和元年度決算審査指摘事項に係る処理状況でございます。おはぐりいただきますと、昨年度の指摘事項は2点ございました。1点目が、ごみ処理の広域化に関する事務の進め方、2点目が、消防局における資機材の購入計画についてでございます。次のページから処理状況を記載しておりますが、まず1点目の、ごみ処理の広域化に関する事務の進め方につきましては、基本構想の広域化施設整備スケジュール等に基づきまして、予定どおり事務を進めているところでございまして、今後も令和14年度の施設供用開始に向けて遅れが生じることのないよう事務の進捗を図ることとしております。続きまして、おはぐりいただきまして、最後のページになりますが、消防局における資機材の購入計画につきましては、消防力等整備5ヶ年計画の策定や変更を行う際には、その都度議会に説明をさせていただくということとしておりまして、第8次の消防力等整備5ヶ年計画につきましては、11月議会の方で御報告をさせていただいたところでございます。資料最後になりますが、令和2年度の組合議会決算審査特別委員会決算審査資料でございます。こちらにつきましては、各費目の市町村負担金や組合が締結いたしました契約の状況、また、財産の状況などを記載したものでございまして、詳細の説明は割愛をさせていただきたいと思っております。1点だけ、資料の14ページを御覧ください。14ページの随意契約の状況の中で、消防費の番号が14番になります。自動車免許取得教習業務でございます。ここの中の案件概要の中で、大型自動車運転免許取得に必要な強襲委託という強襲の文字が、漢字が間違っておりまして、教える、習うという漢字が正しい字であります。資料に間違いがございましたので、お詫び申し上げます。申

し訳ございませんでした。資料の説明は以上でございます。

○戸田委員長 令和2年度決算について、当局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。御意見、また質疑がある方はお願いいたします。ありませんか。国頭委員。

○国頭委員 はい。令和2年度の決算に係る主要な施策の説明書の8ページの5番、病院群輪番制病院のところなんですけれども、各病院8病院あるんですけれども、運営費補助金というのがですね、だいたいどの病院も同じくらいの300万円台の補助金なんですけれども、これはどういったので算出されておられるのでしょうか。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。それでは病院群輪番制病院の補助につきまして答弁申しあげます。病院群輪番制病院の状況でございますが、鳥取県西部地区におきましては、このページに記載の8つの病院が参加していただいているという状況でございます。各病院さんの中で協議をしていただきまして、休日・夜間の当番日を年間を通じて決定していただいているというところでございます。大きく偏りがないようにお話し合いをしていただいているということでございまして、結果といたしまして、当番日数、おおむね同じような日数になっているということでございます。これによりまして、運営のための補助金が、ほぼ同じような額になっているということでございます。以上です。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 まあ、どの病院も3分の1ぐらいの当番日数ですね、年間の300日のうちのだいたい100日ぐらいされているんですけれども、1日当たり3万円ぐらいでしょうか。毎年この金額が、だいたい一緒ぐらいで、一緒ぐらい出しておられるという感じでしょうか。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。病院群輪番制病院の運営事業につきましては、補助金の交付のための要綱を定めております。要綱におきましては基準額といたしまして、1病院当たり7万1千40円掛ける診療日数ということでございまして、毎年ほぼ同額でございます。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 だいぶ以前にですね、病院の院長さんは、当初は労災の院長さんでしたが、なかなか救急というものに対して頑張っているんだけど、補助金が少ないという意見を、7、8年前でしょうか、いただいたことがありますけども、実態といいますか、基準に基づいてやっておられるということなんですけれども、受け入れる病院がですね、やっぱり多いところは多い、少ないところは少ない、まあいろいろあると思います。そういったものも勘案しながらですね、現場のところを聞きながら、相談しながら支援していただきたいなと思っております。

まあちょっと意見を言わせていただきました。それから、不用額がですね、3千百万円あったんですが、これはやっぱりコロナ禍の1年目ということで、患者さんが少なかったと、減になったということで不用額が出たということでいいんでしょうか。

○**戸田委員長** 生田総務課長。

○**生田事務局総務課長** はい。病院群輪番制病院に関します不用額でございますが、こちらは主な内容といたしましては、設備整備費補助金の方の不用額ということでございます。こちらにつきましては、当初予算を編成する際には、関係病院ですとか、構成市町村と協議をさせていただきながら予算措置をしております。これに基づきまして県に補助申請を行うという流れでございますが、この中で県から、補助金の決定の通知をいただきますけれども、これが予算よりも低い額での決定ということでございまして、この補助の財源の内訳が、県からいただくお金が3分の2、市町村が3分の1の負担ということで、この県の決定に基づきまして、県からいただくお金にプラスして市町村負担金を加えて、補助をこちらの方がお出しするという格好で、県からいただくお金が少なかったものですから、結果としまして、予算上は不用額が生じたと、こういうような形になっております。

○**戸田委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** はい。県から来るお金が少なかったということですが、9ページの2にありますけれども、小児救急の補助金にしてもですね、当番日数に比べてですね、2病院、こんな程度なのかなと。前年度からですね、4千人から1千百人と減っているんですけども、この程度かなと思っております。これもちなみに、人数に応じて増減するんでしょうか。増減したということでしょうか。

○**生田事務局総務課長** 委員長。

○**戸田委員長** 生田総務課長。

○**生田事務局総務課長** はい。小児救急の支援の補助金でございますが、こちらにつきましては、左側のページにございます8病院の中で、小児に対応されておりますところが当番となった時には上乗せで、この2病院に補助金を支給したということでございます。

○**戸田委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 上乗せということですが、実態に応じてですね、また病院さんとも話し合いながらやっていただきたいと思います。それからですね、20ページの9番常備消防について、ちょっとお伺いいたします。1番の常備消防費が、2千3百万不用額があったんですが、これについてお聞きしたいです。

○**赤川消防局次長兼総務課長** はい。

○**戸田委員長** 赤川消防局次長。

○**赤川消防局次長兼総務課長** はい。不用額の方につきましては、一番大きなも

のが、職員の人件費が一番大きなものになります。災害の減に伴いまして、時間外手当の実績減でありますとか、各種特殊勤務手当等の減額が大きな要因となっております。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 わかりました。22ページのですね、火災発生状況とですね救急出動の状況。まあ前年度よりどちらも8.2パーセント下がっておりますけども、火災発生は米子は33パーセント増だったんですけども、こういったのはやはりコロナ禍だからだったのか、ちょっとどういった、消防の方でどういった分析というのはされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○戸田委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 はい。まず救急の方からお答えをさせていただきます。令和2年中の救急出動件数は、全国でも70万件余り、比率にして10.6パーセントの減少となっております。減少の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上、不要不急の外出自粛といった国民の行動変容により、急病、交通事故等の減少につながったことが要因として考えられております。

○国頭委員 委員長。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 わかりました。

○戸田委員長 火災の方は。宇津宮消防局予防課長。

○宇津宮消防局予防課長 はい。火災の原因等についてお答えさせていただきます。通常、過去20年を見まして、火災の件数はですね、だいたい110件を常に平均を出しております。それが、令和2年度は90件という数で減っている、明らかに減っているということがわかります。これは、やはりコロナの、詳細な分析はできておりませんが、コロナにより、家にこもったということ、そして、感染症予防という国民一人一人の意識、意思が、また火災予防の方にも働いたということが考えられるんじゃないかと思います。以上です。

○国頭委員 はい。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 わかりました。以前、何年か前にですね、決算でも質問させていただきましたけど、大阪でビル火災のようなですね、ことがあって、昔は消防さんは査察っていうかですね、入るっていうのは恐れられていたような時代も昔はあったと思いますけども、そういった検査っていうかですね、そういったのは現状どう計画をもってやられているのか。まあ、今回のこともあったりしてですね、今後どうされるとかですね、今までとですね、変わることがあるのかとかちょっとお聞きしたいなと思います。

○戸田委員長 宇津宮予防課長。

○宇津宮消防局予防課長 はい。まず通常のですね、対象物の査察という御質問でございます。査察指針によりですね、これは職員数、各消防署、出張所の職員数で出したものですけど、年間800件という数で毎年実施しております。それに向かって対象物の査察を行っております。そして今回、大阪のビル火災において12月19日にですね、国の方から緊急点検ということで通知が来ました。そして20日から、西部管内は38件の該当の対象物がございました。これに対して緊急点検を行っておるということでもあります。今後の予定ですけども、また国の通知を待って査察等強化されていくということもあるかもしれませんし、そしてまた予防広報の中で、やはり今回は放火という、なかなか準備できない火災でありましたけども、広報の中で住民一人一人に、正常性バイアスを打ち破るような、常に何か意識を持てるような広報をしていきたいというふうに考えております。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 はい。現場で消火されるのも本当に大変だと思いますけど、予防もやはり市民へのピーアールも、消防さんのお話は市民、町民の方は聞かれると思いますので、そういった西部管内へのですね広報等もですね、されてるとは思いますけど、より一層励んでいただきたいなと思っております。お願いしたいと思います。以上です。

○戸田委員長 意見、要望。

○国頭委員 要望ということで。

○戸田委員長 要望でいいですか。

○国頭委員 はい。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

○山路委員 はい。

○戸田委員長 山路委員。

○山路委員 はい。山路です。まず、冒頭、令和2年度うなばら荘の件ですけども、納入金免除ということで本当に御理解いただいて、この場で、担当から、該当の町村から出ている議長として御礼申しあげたいと思います。まあ令和3年度も2年度以上の赤字状況かなというふうに、非常に心配をしているところです。それでですね、今サウンディング方式によってですね、応募した4者については、応募されなくて、別の会社が応募されて、今そこに、おおよそ進むところかなというふうには思っております。まあ、こうして考えますと、上物についての維持管理というのは、私は西部広域にあるかなというふうに思っております。まあ残すところ指定管理を受けている日吉津村としては、あと3か月ほど、まだ営業していかないけんですけども、上物に関する維持管理上事故が起きたとき、これは、例えば天井の方から何かが落ちたとか、お風呂で何か異常事態が発生したとか、そういうことに対しては、これはどこが責任を、指定管理を受けている自治体が

持つのか、それとも西部広域が持つのか、このあたりを一つお伺いしたいと思います。

○戸田委員長 山路委員さん。

○山路委員 はい。

○戸田委員長 今日は令和2年度の決算でございますので、その内容がこの事件にふさわしいものかどうか、そぐっておるのかどうか、ちょっとお話をさせていただければと思いますが、委員の方々に…。

○山路委員 じゃあちょっと質問内容を変えます。

○戸田委員長 はい。

○山路委員 令和2年度、こうして状況を見てですね、これまでの状況を。上物の管理は西部広域がしているので、今後とも、この管理というのは西部広域でされるわけでしょう。そのあたりであればいいんじゃないかなと思います。

○戸田委員長 答弁してください。本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 委員の御質問に御答弁させていただきますが、今売却に向けて事務を進めさせていただきまして、売却先を決定させていただきまして、建物につきましては、売却を今進めているところでございますので、売却後の維持管理につきましては、譲渡をさせていただいた事業者さんの方で責任をもってやっていただければと考えてございます。

○山路委員 ちょっとわかりにくかったんですけど、上物についての維持管理上問題が起きた時には、西部広域で責任を持つということで理解していいですか。

○三上事務局長 委員長。

○戸田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 現在の指定管理者制度におきます建物の維持管理といいますか、先ほど事故が起きた際というようなお話もございましたけれども、それにつきましてはですね、指定管理者との協定の中で協定書を結んでおりまして、現在の協定書の内容によりまして、事故の、事故といいますかですね、修繕費の具合によりまして、組合の方が負担するケースもございますし、指定管理者の方で、現在の協定の中で御負担をいただくというような内容になっております。ですので個々具体的にですね、こういった事例はこうだということではなくてですね、現状としては相談をしながら対応をさせていただいているというところでございます。ですから、すべてを西部広域の方で建物について修繕しているということではございません。

○戸田委員長 いいですか。

○山路委員 じゃあもうちょっと…。

○戸田委員長 はい、山路委員。

○山路委員 あとそれとですね、先ほど桜の苑の視察をさせていただいて、本当にきれいになっておりまして、感謝申しあげたい。というのが、実をいうと、先

ほどもですね、一部コロナ関係で使用ができない部屋があったというふうに、今説明を受けたところですけども、先日、私ちょうど桜の苑に、ちょっと親戚うちで不幸がありまして、行きまして、喪主の方が、骨拾いがですね8人までしかできないということで、非常に喪主は、親戚の方が多かったんで、8人に絞るのが大変だったと。ただ、葬儀場にこの間行きましたら、そういう制限はありませんよと。20人近い人が、そういう骨拾い最後にしたんですけど、そのあたりの、令和2年度でそういう制限をして、その制限が解除になったというふうに理解したらいいものでしょうか。人数のですね。

○戸田委員長 林原環境企画室長。

○林原事務局施設管理課環境企画室長 はい、失礼いたします。桜の苑の人数制限の御質問かと思いますが、御答弁をさせていただきます。新型コロナウイルスが発生した際に、桜の苑の方の入場者の来場につきましては、感染防止という観点から、10名程度での来場を御依頼しているというのが現状でございます。これが令和2年の4月24日からお願いしているものでございまして、こちらの方は、コロナの感染状況を見ながら、内部でも検討をしております。あとは他団体、近隣の中部広域、東部広域、あと島根県等々の来場者の状況の方を随時情報をいただきながら、こちらの方から調べながら検討しているところでございますが、現状のところは10名程度での御来場ということで、こちらの方の解除はまだ行っていない状況でございますので、一応10名でお願いしているという現状でございます。

○戸田委員長 山路委員。

○山路委員 まあ、非常に、たわいもない質問かもしれんですけども、葬祭会館の職員と、桜の苑の職員の、そういう連絡が密になっていないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりは、各葬祭会館の職員に徹底してあるの、まあいろいろ葬祭会館ありますけど、そこに、こういふことで、ここはこれだけの人数ですよとか、そういうことが徹底してあるわけですね。どうでしょう。

○戸田委員長 林原環境企画室長。

○林原事務局施設管理課環境企画室長 はい。人数制限の方につきましては、組合の方から桜の苑の指定管理者の方にも通知はいたしておりますし、あと葬祭業者さんの方にも、指定管理者も含めまして、説明会というような形でお話をさせていただいたり、組合の方からも文書を出させていただいております。葬祭業者さんの方には、説明会に出席いただく方にはお話が通じてはいると思いますが、中にはなかなか御担当の方に通じてない方もいらっしゃるって、そのような情報共有がなされていない場面があったかと思っておりますので、以降はそういった形で、葬祭業者さんの方にも、改めてまた通知をさせていただいて、情報がしっかり伝わるような形で対応させていただければと思います。申し訳ございませんでした。

○山路委員 いえいえ、はい。

○戸田委員長 山路委員。

○山路委員 非常にですね、ある面では感情論になるところで、神聖な場所でもあるのに、そういうところに自分は呼ばれて、つまり制限。ただ、桜の苑に行ったら、いいですよということであったりすると、非常に、自分は招かれなかったとかいうことが起きるんで、是非その辺は徹底してほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○戸田委員長 山路委員さん、意見でいいですか、指摘で。

○山路委員 指摘です。

○戸田委員長 指摘でね、はい。

○三上事務局長 委員長、ちょっとよろしいですか。

○戸田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 桜の苑の関係といえますか、今、桜の苑に入っていただきます御親戚の方の人数等につきましては、組合の方からですね、新型インフルエンザの感染…

〔「コロナ」と声あり〕

○三上事務局長 新型コロナウイルスの感染状況を見ながらですね、また、他団体の運営状況を勘案しながら人数制限をさせていただいているところでございますけれども、葬祭業者さんからあります、葬祭の会館の方の人数制限につきましては、組合の方の声の及ぶ範疇ではございませんので、それはまた、それぞれの個々の事業者さんの御判断で対応されているというふうに考えますので、なかなかちょっといろいろ、どういったお考えで人数を分けておられるかということまでは、ちょっと組合の方で把握もできておりませんし、逆にその統一というようなところもですね、それぞれのお考えがあらうかと思ひますから、組合としてはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○山路委員 はい、わかりました。以上で終わります。

○小谷委員 委員長。

○戸田委員長 小谷委員。

○小谷委員 当局の説明にちょっと頭がついていない部分で、質問をしたいと思いますが、令和2年度の決算審査資料、入札状況のところですね、22番、衛生費、旧灰溶融施設場内管理業務いうところで、予算額が364万4千3百円で、株式会社ナガトウ建設が308万円で落札したという、この理解でいいですかいね。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。資料の記載は、委員おっしゃる通りでございます。

○小谷委員 委員長。

○戸田委員長 小谷委員。

○小谷委員 そうしますとですね、決算に係る主要な施策の説明書の17ページ

の、3番の旧灰溶融処理施設の決算状況で、当初予算が373万9千円で、減額補正の57万7千円で、予算現額が316万2千円で、316万1千円を旧エコスラグセンターの植木の管理に使って、執行率が99.9パーセントという理解をしておるわけですが、この入札は308万円で落札していて、当初予算額が減額補正して316万2千円。ここのところは、私はちょっと理解に苦しむんだけど、説明をいただきたいと思うんですけどね。

○本池施設管理課長 委員長。

○戸田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは私から答弁させていただきます。委員の御質問につきまして、308万円以外にも事務費がございまして、事務費の中に需用費と役務費がその他含んでおりまして、この合計金額の316万円となっているものでございます。

○小谷委員 委員長。

○戸田委員長 小谷委員。

○小谷委員 じゃあ308万円で落札したけど、それ以外に役務費その他があって、316万2千円という理解でいいですか。

○本池施設管理課長 はい。

○戸田委員長 本池施設管理課長。

○三上事務局長 委員長。すみません。

○戸田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 私の方からお答えをさせていただきます。資料の方を御確認いただけたらというふうに思いますけれども、令和2年度の鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書、横版でございますけれども、こちらの16ページでございます。左から、款、項、目ということでございまして、この目の3番として、旧灰溶融施設管理費ということでございまして、こちらの方に、今課長が答弁申しあげましたように、節といたしまして10番の需用費、11番の役務費、それから12番の委託料ということで、この委託料が書き抜きをしております。資料の方には載っているという状況でございます。御確認をお願いいたします。

○小谷委員 委員長。

○戸田委員長 小谷委員。

○小谷委員 はい、理解いたしました。関連してですね、旧灰溶融施設管理費の起債の償還は、あとどのくらい残っているんですか。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。旧灰溶融施設に係ります起債の償還につきましては、令和2年度で完了しております。以上です。

○小谷委員 2年度で完了で。

○生田事務局総務課長 2年度で完了です。

○小谷委員 以上で終わります。

○戸田委員長 はい。ほかにございせんか。

○勝部委員 委員長。

○戸田委員長 勝部委員。

○勝部委員 13番、勝部です。ちょっと監査委員さんに聞くわけではありませんけれども、監査体制と監査実施状況についてお伺いしたいんですけれども、監査意見書が8月の16日に1日間でやられたということなんですけれども、いわゆる言葉尻を捕らえるわけではないですけど、監査意見書の1ページがお分かりになるかと思いますが、審査の対象というのが、数字的なものだけであって、決算書あるいは調書、財産調書、いわゆるこういう数字的な部分だけなんですけれども、監査委員ってのは現地調査とか現場の調査とか、そういったことに基づく指導的な意見みたいなことは、これまでもなされてきていないのか、その辺は、いわゆる行政指導監査みたいなことは、現場を踏まえたりとか、そういうことは、この組合ではされていないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。それでは、監査について私の方からお答えさせていただきますが、監査委員さんの監査の際にも、委員の方からも確認があったこととございまして、監査委員の監査につきましては、地方自治法の関係になりますけれども、事業の成果などが、直ちに対象となるものではないということが逐条解説等にも記載されておりまして、それを確認したうえで、お金の使い方とか、帳簿の確認、そういったものをしていただいたということとございまして、以上です。

○勝部委員 委員長。

○戸田委員長 勝部委員。

○勝部委員 それは分かったうえで聞いているんで、現地調査を全然監査委員はされないのかどうかということを聞いているわけです。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。失礼しました。現地の調査等は実施はされておられません。以上です。

○勝部委員 はい、了解。以上です。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

○今城委員 委員長。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 はい。主要な施策の説明書の5ページ、4ページ5ページ、介護認定審査会のところです。決算について、開催された合議体の回数等、例年とほとんど変わっていないのかなというふうに思いながら、コロナの関係もありますから少々下がったようなこともあるのかなというふうには思っているところですが、

ちょっと私が毎回決算の時にお聞きしているかなとも思うんですけども、本当に不服申し立てはなかったんですかという話を何回かしたかなと思っているんですけど、不服申立件数が、申し立てというものが出ない限りはゼロですから、それはもうゼロはゼロなんですけど、実際問題をいうと、不服申し立てをしてもいいだろうなと思うような結果の時なんかでも、実は、不服申し立てをすると時間がかかって、介護認定に追いつかないことがあるので、申し立てをしないで、もう一度、再申請をするということで、現場が対応しているということがあって、それで結果的には決算といえるかどうかという部分もあるんですが、結果として開催回数というのが、今回、令和2年度は少ないですけども、どんどん回数が増えてきているというのもこれまでであったのかなと思っていて、これは、2次審査を担当している当広域の仕事として、どちらがいいとか、どちらの責任とかってことではないと思うんですけども、むしろ1次審査でどういう審査をされていたのかということのほうで、むしろ大きいかもしれないんですが、各市町村で1次審査をしたうえで2次審査がこちらにやってくるという段階で、もう一度、2次審査に責任があるわけではないんですけども、1次審査を経たうえでということを考えてうえで、もう一度何年かに1回は、1次審査も含めて、市町村の、もう一度目を合わせるということもしたうえで、2次審査にきちっと入れていただくというようなことも、何年かに1回はした方がいいのではないかなと。私の聞いているところでは、不服申し立てなんかしていたら、時間が間に合いませんからいいですということの方が多くて、それがいけないとは思いませんけれども、現実そうやって事務として、何度も何度も同じようなことをやっているのであれば、改善するべきところもあるのかもしれないというふうに思っているところですので、その辺の考え方とか状況みたいなのは、一度調査をしていただいたらどうかというふうに思っているんですけども、このようなことをお聞きになったりとか、認識されたりとかいうことはありますか。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。介護認定の状況でございますが、不服に関しましては、私どもの方には直接声はいただいてはいない状況でございます。それで1次審査、2次審査がございます、調査員さんのちょっと詳しい状況は、1次は市町村の方でございますので、少しわかりかねるところもございますが、2次審査を担当いたしております私どもといたしましては、新任の審査委員になっていただいた方につきましてはですね、審査委員の研修というものが、県の方に開いていただいておりますので、そちらの方を受講していただくなどの、審査の適正性ですとか、あるいは平準化、合議体に分かれますので、それが差がないように、そういった研修も受けていただいているというところではございます。今御提案いただきましたので、またその調査といいますか、そういったような問い合わせですとか、そういったことはさせていただきたいなというふうに思います。以上

です。

○**今城委員** 委員長。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** はい。よろしくお願いします。実際は、2次審査の西部に、実は問題ないのかもしれない。けれど1次審査、2次審査を経て、1次審査のところで目が合っていないがために、2次審査のところは何度もやる、結局はね。それが本当に、合議体の開催回数として増えていく、ということが本当にいいのかどうかというのは、1次審査のところにも問題があるかもしれないので、両方を合わせたうえで、やっちゃいけないというわけじゃないですけど、回数が多くなるからいけないということではなくて、適切に、適正に行われるということに腐心していただければなというふうに思っています。それともう一つ、決算の中に、ちょっと見たんですけどなかなか出てこなくて、教えていただきたいとこなんですけども、5番の病院群輪番制病院のところ、当番日数とか、運営の助成費というのは、先ほど国頭委員さんもお聞きになってたところなんですけど、何年か前に、大人の救急相談みたいなのが、県の事業だったと思うんですけども、米子市も一緒になって助成しながらやるっていうふうになってたんですけど、これが運用され始めて、結局この救急輪番っていうのが、あまり変わっていないということであったり、輪番に行く人の数とか、そういう感じのことが変わっていないか、ちょっとそのへんのことは、今日いただいている資料上は、なかなか出てこないなというふうに思っているんですけど、これって運用をずっとしていく限りは、負担金として西部広域としても支出していると思っていますので、その状況みたいなのは御存知でいるのか、状況的に把握しておられるのかだけ教えてください。

○**多田消防局警防課長** 委員長。

○**生田事務局総務課長** 委員長。

○**戸田委員長** 生田総務課長。

○**生田事務局総務課長** 失礼しました。

○**戸田委員長** どっち。多田警防課長。

○**多田消防局警防課長** 相談件数の報告ということでよろしいでしょうか。

○**今城委員** はい。

○**多田消防局警防課長** 県の方から適時送られてきますけども、本年度の4月から8月までの、現在報告が来ております。累計件数として、656件の御利用がありました。

○**戸田委員長** いいですか。今城委員。

○**今城委員** はい。これは西部圏域ってことでしょうか、全県ってことでしょうか。

○**多田消防局警防課長** 全県です。

○**今城委員** 全県ね。わかりました。はい、委員長。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** はい。多分、西部でっていう数字は県から下りてこないと思うんですけども、果たしてこれが多いのか少ないのかっていうことははっきりわからないのと、もしかするとコロナ禍で、これは非常に多くなっているのかもしれないですけども、せっかく使っていただけるツールであることを考えると、あの時1回チラシとかいろんな形で出してくださってたんですけど、また各市町村とか、もちろん西部広域とかでも、都度都度広報してはどうかというふうに思ったりしますし、せっかく出して、いい仕事をしてくださっていて、利用してくださるという件数があるとすれば、効果的に使った方がいいかなと思いますので、そこらへんはよろしくお願いします。

○**戸田委員長** 今城委員さん、ちょっと調整させてください。

○**今城委員** はい。

○**戸田委員長** 先ほどの介護認定の中で、1次審査と2次ということで、連携を密にした方がいいじゃないかと。これは指摘ですか、要望ですか。

○**今城委員** 要望ですからいいです、はい、大丈夫です。

○**戸田委員長** わかりました。はい、ほかにございませんか。ありませんか。

○**国頭委員** 委員長。

○**戸田委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** ひとつ、決算審査資料という横版の入札の書いてあるところなんですけれども、以前から決算の時にはですね、以前も出てた話なんですけども、入札の参加業者というのは、以前から、まあ西部広域のホームページもきれいにリニューアルされて、わかりやすくですね、わかりやすいんですけど、増えてきたんじゃないかなと思っておりますけども、いわゆる随意契約ですね、随意契約のところは、入札がなかったところもあるんでしょうけども、これは以前から、入札ができないものか、毎年行革という目的も含めてですね、検証されているのかどうか、それから、過去、随意契約から入札になってきたものがあるのかどうか、その辺についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○**戸田委員長** 生田総務課長。

○**生田事務局総務課長** はい。入札と随契についての問い合わせでございますが、まず一つ資料の方で、13ページの方を御覧いただけますでしょうか。そちらが随意契約の事由といたしましては、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき、ということでございまして、その後ろにあります15ページ。こちらは随意契約ではございますが、こちらはいったん競争入札に付してはおりますが、入札していただく方がいらっしやらなかった、あるいは落札がなかった時という案件でございまして、ちょっとここはまず、随意契約といたしましてもちょっと内容が違うということを御理解いただきたいと思います。それで過去随意契約から入札

へ移ってきたものといいますが、広域行政は、様々な、特殊といいますが、ごみ処理施設ですとか、そういったようなものがございまして、これらの機械の関係でございます。例えば具体的に申しあげますと、8ページを御覧いただけますでしょうか。こちらはリサイクルプラザの関係になりますが、一部の例ということにはなりますけども、この中の回転式破砕機ですとか、そういった特殊な設備につきましては、従前は、これは供用開始直後ぐらいでしたけれども、随意契約という格好でしておりましたけども、行政改革等々の取り組みの中で、業者の方とも協議をしながら、入札の方へ切り替えてきたというようなものがございます。以上でございます。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 はい。今年度から、昨年度はあったんじゃないかな、行革のですね、年次計画みたいな資料が確かあったと思いますけど、そういった、その中にこういった入札等のですね、記録が確かあったような気がしたんですけども、ずっと随意契約ということではなくて、やはり年次によってですね、やっぱり状況が変わってくるところもあると思いますので、私は不断にですね、そういったことに取り組みながら、やっていただきたいと思っております。実際に随意契約から入札にされたという実績もあるようですので、それは引き続き取り組んでいただきたいと思っておりますので、まあこれは指摘。

○戸田委員長 指摘ですか。

○国頭委員 そうさせていただきたいと思います。

○戸田委員長 随契から極力競争入札に付していただきたいということでございますか。

○国頭委員 はい。

○戸田委員長 答弁ありますか。

○戸田委員長 生田総務課長。

○生田事務局総務課長 はい。過去の経緯につきましては先ほど御答弁申しあげましたとおりでございまして、可能な限り、現段階で入札に付すことができるものは、随契によらずにですね、入札によって契約の締結ということでやっております。今の随意契約を締結しておりますものは、本当に内容を精査したうえで、いろいろな調査などもしましてですね、やはり受けていただけたところが特定の業者さんのみであるということをきちんと確認したうえで、随意契約を締結しているという内容でございまして、仮に状況が変わって、入札に付すことができれば、これまでの取り組みどおり入札の方に切り替えていきたいというふうに思っております。

○戸田委員長 よろしいですか。

○国頭委員 はい。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

○勝部委員 委員長。

○戸田委員長 勝部委員。

○勝部委員 勝部でございます。1点はですね、歳入歳出決算書でございますけど、この17ページ、常備消防費の需用費でございますけれども、節でいうと10番の需用費、1億1千万ありますけれども、これの内訳がよくわからないんですけど、一つお伺いしたいのは、その中には職員さんの耐火服とか消防服とか、そういうものもこの中に含まれているのかどうか、まず1点お伺いしたいということと、その購入更新計画は、各出張所とか署にお任せで予算を配分されているのか、それとも本部で一括してやられているのか、それをどのようにやってらっしゃるのか、この科目の節に入っているのかどうか、まずその辺からお伺いしたいと思います。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい。

○戸田委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい。まず、この需用費の内訳でありますけれども、消防隊が使う被服でありますとか、様々なものが入っております。また車両に関するものですとか、そのような消耗品関係のものも入っていますが、大きなものに関しましては、局内で一括して計画を持っておりまして、例えば火災に出る耐火服などについても、耐用となる年数を試算して、それに基づいて人数若しくは年数で割って、毎年度の予算に計上しているものでございます。

○勝部委員 委員長。

○戸田委員長 勝部委員。

○勝部委員 各出張所にお任せするより一括して統合してやったほうが効率的だという判断でよろしいでしょうか。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい。

○戸田委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい。消防局の方で一括して計画をして、こちらの方からまとめて入札なりをして、計画的に配布をしておるところでございます。

○勝部委員 はい、了解いたしました。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。足田委員、手を上げられましたか。

○足田委員 いや、まあ。

○戸田委員長 足田委員。

○足田委員 これは決算審査資料の15ページですけど、6の寝具賃貸借ですけど、もう少し詳しく説明をしていただきたい、まあ個人配付ということなんですけども、お願いしたいなと。

○戸田委員長 高田総務課担当課長補佐。

○高田消防局総務課担当課長補佐 はい。寝具の賃貸借の詳細な内容についてということですけども、こちらの方は、従前、共用で週2週間程度で交換してい

たものを、職員の相互の感染防止の対策の観点から、個人配付とさせていただき
ました。その分の増額経費となっております。

○足田委員 はい、いいです。

○戸田委員長 よろしいですか。

○足田委員 いいです。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

○勝部委員 委員長、ちょっと。

○戸田委員長 勝部委員。

○勝部委員 私の不見識でお伺いしたいんですけど、決算書の17ページ、先
ほどの。決算書17ページ、災害補償費という節がありますけれども、5番の、
17ページの、1万円の。災害補償費っていうのが私不見識でわからないので教
えてくださいますか。

○戸田委員長 答弁できますか。事務局は。清水総務課長補佐。

○清水消防局総務課長補佐兼経理担当課長補佐 このことにつきましては、消防
職員の公務災害補償費、災害現場での公務災害等に充てる補償費ということにな
っております。

○戸田委員長 よろしいですか。勝部委員。

○勝部委員 公務災害に充てる補償費というのは、職員さんが怪我をされたとき
に、ここからお金を払うんですか。

○戸田委員長 清水総務課長補佐。

○清水消防局総務課長補佐兼経理担当課長補佐 はい、それについての補償とし
て予算計上しているものであります。

○勝部委員 ちょっといいですか。そうするとだね、例えば賞じゅつ金条例とか
があるんだけど、例えば、死亡とかね、そういうの、ここに上がってくることにな
るのかな。そうなのかね。それは償還金利子及び割引料になるんじゃないかね、
そういうのは。

○戸田委員長 清水総務課長補佐。

○清水消防局総務課長補佐兼経理担当課長補佐 はい。予算の方で枠でとってお
りますものでございます。

○勝部委員 ちょっと委員長。

○戸田委員長 勝部委員。

○勝部委員 私の推論で申し訳ない。休憩とっていただいて、ちょっと。推論だ
けど、災害補償費っていうのは、現場で、例えば管鎗で消火活動をやっとってね、
管鎗で窓ガラスぶち破って、それでこちらが何か補償する、補償補填みたいな性
格のものとは違うですか。まあ補償補填の項目ではないんですけど。そうではない
んですかね。あんまり見たことがないけど、まあ、ええわええわ。

○戸田委員長 いいですか。私は知っとるけど、私が言ったらいけんし。

○**勝部委員** 知つとるなら教えてや。

○**戸田委員長** 要は、公務災害が起きた時の、支出の科目の枠取りですわ。枠、枠を計上しとるんです。

○**勝部委員** 賞じゅつ金なら償還金利子及び割引料でいかへんですか。

○**戸田委員長** それとはまた違う。

○**勝部委員** それとはまた違うんかな。

○**戸田委員長** 枠取りです。公務災害が起きた時に、いざ執行するときに枠がないといけませんので、枠を計上しとって、何ものなけりや、また落としてしまう。1万円の枠計上だけの話です。

○**勝部委員** 職員さんが怪我された時の補償ということですね。わかりました。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

○**清水消防局総務課長補佐兼経理担当課長補佐** 先ほど御指摘いただきました、管轄で、というのはですね、消防賠償補償の方に入っている中での対応となります。

○**勝部委員** わかりました。不勉強ですみませんでした。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**戸田委員長** それではほかにないものと認め、質疑を終結します。続いて討論を行います。

〔「なし」と声あり〕

○**戸田委員長** 別にないものと認め、討論を終結します。これより、本件について採決いたします。特に反対の御意見はなかったようでございますので、本件については、原案のとおり認定することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**戸田委員長** ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~

## 5 委員長報告について

○**戸田委員長** 次に日程第5、委員長報告についてであります。明年1月開催予定の組合議会臨時会において報告する必要があります。これをどのようにしてまとめたらよろしいか、皆さんにお諮りしたいと思います。

○**今城委員** はい、委員長。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** 正副に一任させていただいて、確認をさせていただければいいかと

と思いますが、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 正副委員長で協議し、報告案をまとめさせていただけたらいいじゃないかという御意見でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、出来上がりました報告案につきましては、あらかじめ委員の皆様方に送付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ないようですので、報告案は正副委員長でまとめさせていただきまして、委員の皆様には、後日お送りするということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

6 閉 会

○戸田委員長 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後3時25分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

決算審査特別委員長

戸 田 隆 次